

どのような 手続きが 必要？

助成を受けようとする土地所有者等のみなさんは、
都道府県等へ申請します。

基金への申請手続は都道府県等が行います。
基金では申請内容の審査を行います。

土地所有者等の申請者が申請書以外に用意する書類は、主に下記のとおりです。

申請時

土地に関するもの	閉鎖事項全部証明書、賃貸借契約書の写し（必要に応じて）
所得に関するもの	前年の確定申告書の写しまたは源泉徴収票の写し（個人の場合） 前事業年度の貸借対照表（法人の場合）
汚染対策に関するもの	土壌汚染状況調査結果報告書、詳細調査結果報告書（必要に応じて）、 汚染除去等計画書、措置に係る業者の費用見積書（数社）

助成金交付決定後

汚染対策に関するもの	工事の進捗報告書（必要に応じて）、基金事業完了報告書
精算に関するもの	対策業者との契約書の写し、見積書の写し（内訳書を含む） 支払った事業費用の領収書の写し

※申請等に必要な書式や書類は、都道府県等ごとに制定する要綱などで決められますので、当該土地のある都道府県等へご照会ください。

助成金に ついての 相談

助成の対象になるかなど、電話・面談による
相談をお受けしています。

土地所有者、自治体等、だれでもご利用いただけます。

まずは電話でご相談ください。その上で必要に応じ面談による相談をお受けします。
下記ホームページをご覧ください。

公益財団法人 日本環境協会 土壌環境課

〒101-0032 東京都千代田区岩本町1-10-5 TMMビル5階

TEL: 03-5829-6894 FAX: 03-5829-6190

ホームページ: <http://www.jeas.or.jp/dojo/>

E-mail: dojo@jeas.or.jp

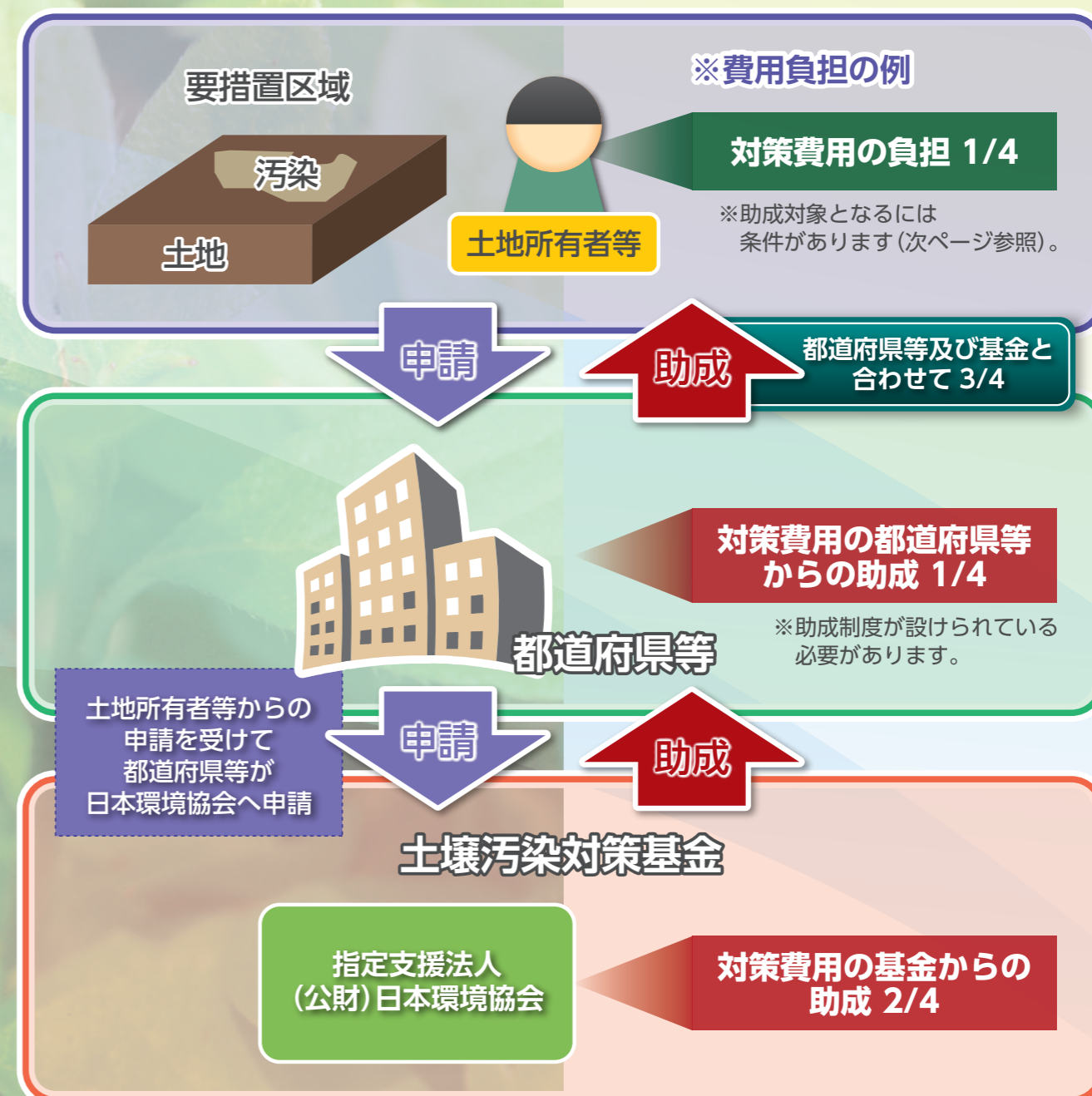
土 壌 汚 染 対 策 基 金 助成金交付事業

～土壌汚染対策費用の支援について～

土壌汚染対策法に定める指定支援法人、(公財)日本環境協会では「土壌汚染対策基金」を設置し、支援活動の一環として土壌汚染対策への助成金事業を行っています。

要措置区域において汚染の除去等の措置(対策)を行う土地所有者等^{※1}に対して、助成を行う都道府県等^{※2}に対し助成します。

土壌汚染対策の助成のながれ

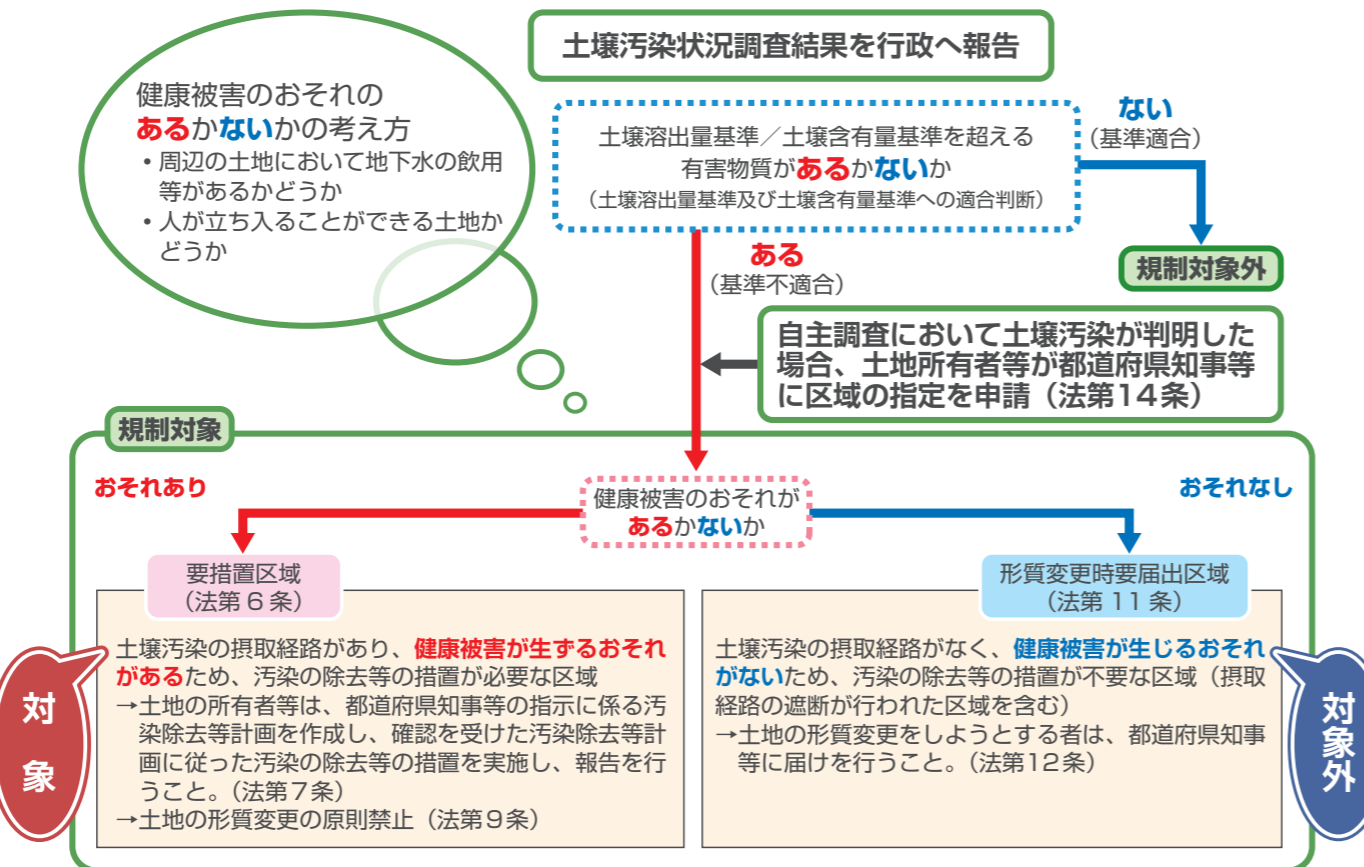


助成対象となる条件は？

次の3つの条件をすべて満たしていることが必要です。

1 「要措置区域」に指定された土地であること

土壤汚染状況調査で、土壤の汚染状態が指定基準を超過した場合、「要措置区域」または「形質変更時要届出区域」に指定されます。助成対象は、その土地が「要措置区域」に指定され、汚染除去等計画の作成及び提出の指示が出されていることが必要です。



2 「汚染原因者が不明・不存在」であること

助成対象となる要件は、汚染原因者が不明または不存在であることです。汚染原因者が自ら工事主体となって土壤汚染対策措置を行う場合は助成の対象にはなりません。これは、汚染原因者に対して助成を行うことは汚染者負担の原則に反すると考えられるためです。また、汚染原因者である事業者等が存在する場合も助成の対象とはなりません。

- 不明：汚染原因者が判明しない場合
- 不存在：汚染原因者が倒産等により存在しない場合

3 「費用負担能力が低い」こと

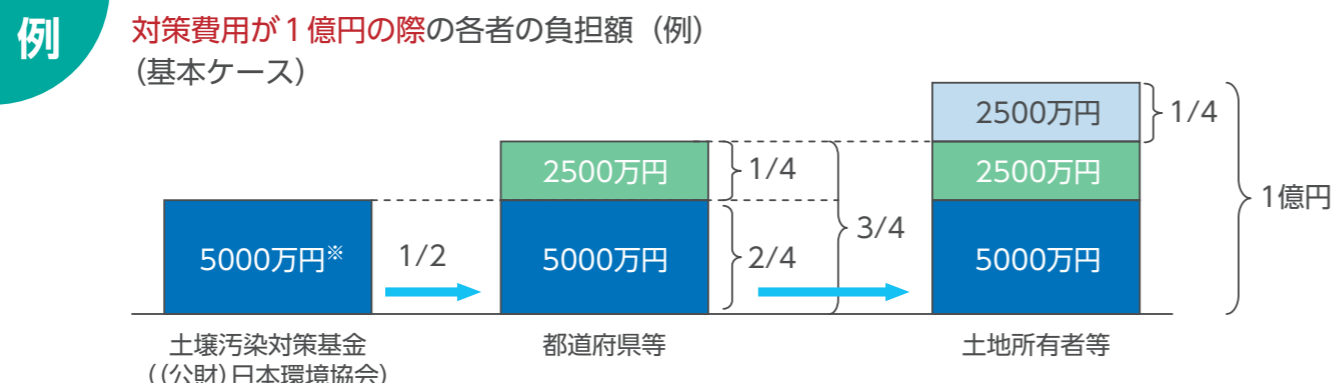
交付を受けようとする方の助成の条件は、「負担能力に関する基準の告示」(平成16年1月30日 環境省告示4号) によって下記のように定められています。

- 個人(事業を行う個人を除く)の場合
 - イ (助成金を受けようとする年の前年の所得の額) < (2千万円)
 - ロ (助成金を受けようとする年の前年の所得の額) < (対策費用) × 2 ÷ 3 + (2千万円)
 - ハ (助成金を受けようとする年の前年の所得の額) < (対策費用) × 2

※所得の額が2千万円以上でも、ロ、ハに該当する場合は助成の対象となります。また、イ～ハのいずれに該当するかで助成できる金額の上限が変わります。
- 事業を行う個人および法人の場合
(助成金を受けようとする事業年度の前事業年度の自己資本、正味財産または元入金) < (3億円)

助成金額はどのくらい？

助成金額は土地所有者等の費用負担能力や都道府県等の助成額等に応じて決まります。



◆助成対象となる事業



※土地所有者等の所得の状況等により変わります。指示措置に要する経費の額が限度です。